

大分県報

令和三年
号外（一六）
三月三十日

（火曜日）

目次

規則

指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部改正……………

○規則

指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第六号

指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

る規則

指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年大分県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

八 休眠預金等交付金関係助成金（特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。第五条及び第六条第四号において同じ。）

第五条中「受入寄附金総額」の下に「から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額」を加える。

第六条に次の一号を加える。

四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

第二十六条第一項中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に改め、同条第三項中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に、「以降」を「以

後」に改める。

第一号様式中「㊦」を削り、「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に改める。

第三号様式から第七号様式までの規定中「㊦」を削る。

第八号様式中「大分県庁舎」を「大分県庁舎」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一号様式の改正規定（「㊦」を削る部分に限る。）及び第三号様式から第七号様式までの改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

（改正前の指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

2 改正前の指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則第一号様式及び第三号様式から第八号様式までの規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。